

# 令和2年度都心エネルギープラン推進業務

## 公募型企画競争 提案説明書

この要領は、札幌市が実施する「令和2年度都心エネルギープラン推進業務」の委託の相手方を選定するためのプロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。当該プロポーザルについては、札幌市契約規則、札幌市物品等又は特定役務の調達事務の特例を定める規則その他関係法令に定めるもののほか、この提案説明書によるものとする。

### 1 業務名

令和2年度都心エネルギープラン推進業務

### 2 背景および目的

都心まちづくり推進室では、2050年に向けた都心の低炭素で持続可能なまちづくりのビジョンと戦略を示す「都心エネルギーマスタープラン（以下、『マスタープラン』と言う。）」を2018年3月に策定した。また、マスタープランで設定した3つの取組方針を7つのプロジェクトとして具体化し、取組内容と達成指標、実施手順、関係者の役割分担などを明確化する中期的な実施計画である「都心エネルギーアクションプラン（以下、『アクションプラン』と言う。）」を2019年12月に策定した。両プランは、都心のまちづくりを支える環境エネルギー施策を示すものであり、都心部の機能集積や空間形成に関する「第2次都心まちづくり計画」と連携して一体的に展開することで、まちの魅力向上や市民生活の質の向上を図り、札幌市全体の持続的な発展へとつなげていく。

今後は、都心の低炭素で持続可能なまちづくりに関連する多様な関係者と連携し、両プランに基づく取組を実施するとともに、各プロジェクトの実施状況の共有や調整事項の協議などを行っていく。

本業務は、アクションプランに位置付ける関係者との連携・調整手法の検討に加え、重点的に取り組むべき7つのプロジェクトの検討および進行管理等の支援を目的とする。なお7つのプロジェクトのうち「低炭素で強靱な電力利用」、「都市開発の誘導・調整」については、事業化に向け先行的に取組を進める。

※7つのプロジェクトは、「都心エネルギープラン発信」、「低炭素で強靱な熱利用」、「低炭素で強靱な電力利用」、「スマートエリア防災」、「快適・健康まちづくり」、「都市

開発の誘導・調整」、「交流・イノベーション」で構成される。

### 3 業務概要および業務内容

#### (1) 関係者との連携・調整手法に関する検討業務

本市では、都心エネルギープラン策定に至るこれまでの協議・検討内容を踏まえ、多様な関係者が参画する各プロジェクトの進行管理等、包括的な情報共有・調整手法、今後の取組の方向性および今後の関連事業に係る関係者との連携・調整等に関する協議会の開催について、アクションプランに位置付けている。

本業務では、この協議会開催に先立つ委託者との内容協議、関係者との調整および会の企画・運営・議事録作成等の支援を行う。なお協議会の開催は1回程度を想定し、都心エネルギープラン策定に携わった関係者等の参加を想定している。

#### (2) 「低炭素で強靱な電力利用」プロジェクトに関する検討業務

本市では、都心の低炭素化に向けた地域新電力事業の立上げをアクションプランに位置付けており、今年度については電源事業者との協議や需給の見込みを示したうえでの想定出資者との調整等を行い、事業化に向けた基盤を構築していく。

本業務では、令和元年度の検討内容を基に、想定される需要家の調査・検討および今後の需要拡大を見込んだ既存再生可能エネルギーの具体的な活用方法の検討支援、事業の立上げから将来的な展開までを見据えた事業計画および収支の見通しについての案の作成、事業化検討に関する関係者間での協議について関係者との調整および企画・運営・議事録作成等を行う（協議開催については8回程度を想定）。

#### (3) 「都市開発の誘導・調整」プロジェクトに関する検討業務

本市では、都心の再開発や建物の建替えに合わせた省エネ・省CO2化を誘導するための制度の構築をアクションプランに位置付けており、今年度は制度に関する本市庁内の合意形成を行うため、庁内協議を進めていく。

本業務では、令和元年度の検討内容を基に、事前協議制度の評価シート（案）の整理および直近で建て替わった、あるいは建替えを予定している建物を対象としたケーススタディの実施支援、運用実績報告制度に関する実施案の検討支援、一連の制度の運用マニュアル（案）の作成、アクションプランに位置付ける公表・表彰制度およびトップレベルへの支援策についての検討支援を行う。なお、業務内容には前述の庁内協議用の資料・議事録作成等を含む（庁内協議については4回程度を想定）。

#### (4) その他のプロジェクトに関する検討およびプランの進行管理支援業務

本業務では、(2)、(3)のプロジェクトのほか、「低炭素で強靱な熱利用」についてはビッグデータや ICT 等を用いた熱電利用の最適化に関する国内外の先行事例の調査等を行う。また、「都心エネルギープラン発信」ではプランの各取組に関する情報を対外に向けて発信するにあたり効果的なコンテンツ等の案について検討を行う。さらに、「交流・イノベーション」についてはアクションプランに位置付けた交流事業の案について検討を行う。

なお、各プロジェクトの取組内容や達成指標の進捗については本業務にてプロジェクト毎に報告書にまとめるとともに、マスタープランに示す3つの基本方針「低炭素」、「強靱」、「快適・健康」の目標値についても中長期的な進行管理の方法を検討する。

#### (5) 報告書の作成

上記(1)～(4)の取組結果をまとめた報告書を作成し、札幌市に提出すること。

### 4 業務規模

9,713千円（消費税および地方消費税10%を含む）を上限額とする。

※ 契約は別途設定する予定価格の範囲内で行う。

### 5 委託期間

契約締結日から令和3年3月26日（金）まで

### 6 成果品

#### (1) 報告書

ア A4判製本（図面等A3判） 10部（可能な限り古紙再生率100%とする。）

イ A4判概要版 10部（可能な限り古紙再生率100%とする。）

ウ 電子データ 上記報告書の電子データを整理し、電子媒体（CD-R）で1組提出（PDFデータに加え、Word、Excel、PowerPointデータ等作業可能なデータも提出すること。）

#### (2) そのほか関連説明資料等 一式

### 7 参加資格

以下の要件すべてに該当するものに限る。グループ等で応募する場合も構成員全てにかかる要件である。なお、契約の相手方はグループ等の代表社（者）とし、他の構成員は協力会社（者）となる。

- (1) 札幌市競争入札参加資格者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (3) 公募開始日から契約締結日までの期間に、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）又は民事更生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく更生手続き又は再生手続きの開始の申し立てがなされている者でないこと。
- (5) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申し立てがなされている者でないこと。

※ 複数者が協力して参加する場合、構成員すべてが(1)～(5)を満たす必要があることに注意すること。

※ 技術士、一級建築士等の法令等に基づく特別な資格の有無を問わない。

※ 複数者が協力して参加した場合、契約の相手方は代表者とし、他の構成員は協力者となる。

## 8 企画提案を求める項目

- (1) 関係者との連携・調整手法について

都心エネルギープランの方向性を踏まえ、各プロジェクトの核となる関係者との連携・調整等に関する協議を行うにあたり重視すべき点について提案すること。

- (2) 「低炭素で強靱な電力利用」プロジェクトについて

地域新電力事業の立上げから将来的な展開までを見据えた事業計画および収支の見通しを策定し、事業立上げに向けた基盤を構築するうえで有効な手法や、関係者との協議において重視すべき点について提案すること。

- (3) 「都市開発の誘導・調整」プロジェクトについて

まちづくりと一体となって都市開発を誘導・調整するための事前協議制度および運用実績報告制度を構築するにあたり重視すべき点や、公表・表彰制度およびトップレ

ベルへの支援策を検討するうえで有効な手法について提案すること。

- (4) その他プロジェクトの検討・調整および都心エネルギープランの進行管理についてアクションプランの7つのプロジェクトのうち、特に「都心エネルギープラン発信」および「交流・イノベーション」の取組を検討するうえでの視点や、マスタープランおよびアクションプランの進行管理を実施するうえで重視すべき点について提案すること。

- (5) 独自提案について

本業務を実施するにあたり、提案者が必要、効果的と考える事柄があれば提案を行うこと。※ 2020年4月現在、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するための対応が様々な場面で求められていることを踏まえ、当感染症への感染拡大防止措置を図りつつ、関係者間の意見集約を図るために想定している対応案や具体的なアイデアがある場合は、(5)の項目にて提案すること。

## 9 申込方法

- (1) 提出書類

正本は、以下のア～カの構成で一式とし、1部提出すること。(提出にあたっては、一式を左肩一箇所でホチキス留めすること。)

副本は、以下のイ～オの構成で一式とし、10部提出すること。(提出にあたっては、一式をゼムクリップで留めること。ホチキスは使用しないこと。)

なお、いずれの場合も特別な製本、折込等はしないこと。また、用紙の規格、枚数、様式等は厳守すること。

ア 参加意向申出書(A4判、1枚、様式1)

イ 業務従事者一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式2)

ウ 類似・関連業務等実績一覧(A4判、片面印刷、必要枚数、様式3)

エ 業務体制の概要および実施方法・スケジュール

(A4判、片面印刷、必要枚数、様式4)

オ 企画提案書(A3判横づかい、片面印刷、2枚以内、様式自由)

カ 業務費内訳書(積算書)(A4判縦づかい、片面印刷、必要枚数、様式自由)

(ア) 内訳として、「①直接人件費」、「②直接経費」、「③一般管理費」、「④消費税お

よび地方消費税」の4項目を記載すること。

(イ) ①、②、③の合計額に対して④を算出すること。

(ウ) ①の内訳として、前述の「3 業務概要および業務内容」で定める(1)～(4)の4項目について、それぞれ直接人件費を記載すること。

(2) 提出方法および提出先

郵送または持参にて以下に提出すること。

〒060-8611 北海道札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 (5階南側)

(3) 提出期限

令和2年6月3日(水)12:00【必着】

(4) 提出書類の入手方法

様式については、札幌市公式ホームページにてワードデータが取得可能であるとともに、提出先である札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室でも配布する。

【札幌市公式ホームページ】

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/keiyaku/keiyaku.html>

(5) 提出書類の記載にあたっての注意事項

記載にあたっては、以下の事項に留意すること。

ア 業務従事者一覧について

(ア) 今回の業務を受託する場合に、実務に携わる者を記載すること。

(イ) 委託の相手方として選定された場合、業務を進めるにあたって他の会社(者)の協力が予定されている場合についても記載すること。

(ウ) 本業務について全般的かつ総合的な役割を担う総括責任者を明記すること。

(エ) 業務実施中、札幌市との打合せ等の際に常に参加するなど札幌市との窓口となる業務従事者の氏名の後ろには(○)を付けること。

イ 類似・関連業務等実績一覧について

まちづくり計画やエネルギー計画など、本業務に活かすことができると考える類似・関連業務の実績について、差し支えない範囲で極力具体的に記載すること。なお、これまでの実績で特筆すべきものがあれば、企画提案書に詳細に記載しても良い。ただし、その場合も企画提案書の枚数の追加は認めない。

ウ 企画提案書について

(ア) 企画提案は具体性をもって、簡潔かつ明瞭に記載すること。

(イ) 提出された企画提案書等は返却しない。

(6) 参考資料

ア 都心エネルギーマスタープラン

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html>

※ 冊子版は「**15 問い合わせ先**」において配布

イ 都心エネルギーアクションプラン

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/energy-index.html>

※ 冊子版は「**15 問い合わせ先**」において配布

ウ 平成30年度「都心エネルギーアクションプラン策定支援及び関連プロジェクト  
検討業務」報告書

※ 「**15 問い合わせ先**」において配布

エ 令和元年度「令和元年度都心エネルギーアクションプラン関連プロジェクト調  
整業務」報告書

※ 「**15 問い合わせ先**」において配布

オ 札幌都心エネルギープラン検討会議 資料および会議記録

<http://www.city.sapporo.jp/kikaku/downtown/toshin-energy/energyplanconference.html>

## 10 質問および回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、質問受付期間内に、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市まちづくり政策局都心まちづくり推進室宛にFAXまたは電子メールで送信すること。

電子メールのタイトルは「令和2年度都心エネルギープラン推進業務 質問書」とし、令和2年5月29日（金）12:00まで受け付けるものとする。

送付先電子メールアドレス：[ki.downtown@city.sapporo.jp](mailto:ki.downtown@city.sapporo.jp)

(2) 質問に対する回答

質問者には随時回答するとともに、企画提案をいただくうえで広く周知した方が良

いと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しないことがある。

## 11 選定方法について

企画提案は、札幌市の関係部局の職員などからなる「令和2年度都心エネルギープラン推進業務」企画競争実施委員会（以下、『実施委員会』と言う。）において、後述「**12 評価基準**」により(1)、(2)のとおり審査を行い、最も優れた企画提案者を選定する。

### (1) 一次審査（書類審査）

ア 提出書類による書類審査を行う。

イ 一次審査通過の企画提案は、総合的に評価を行い3件程度とする。

ウ 一次審査の結果は、確定後直ちに企画提案者全員に文書で通知する。

エ 応募件数が3件程度以下の場合は一次審査を省略する。この場合は、企画提案者全員に別途連絡する。なお、応募者が1件の場合、最終審査において最低基準点を超えていれば最も優れた企画提案者として選定する。

### (2) 最終審査（ヒアリング）

ア 一次審査を通過した企画提案に対し、ヒアリングを実施する。

イ 出席者は総括責任者を含む最大3名までとする。

ウ ヒアリングは1社（者）約30分（説明20分、質疑10分）を想定し、順次個別に行う。（一次審査の通過数により、1社（者）あたりのヒアリング時間は変更となる可能性がある。）

エ ヒアリングの詳細については、別途通知する。

オ ヒアリングの結果は、速やかに企画提案者全員に対し、文書により通知する。

### (3) 契約の相手方について

ア 契約の相手方は、上記審査によって選定された者との間で、随意契約により行うことを原則とする。その手続きについては、札幌市契約規則による。

イ 選定された者との交渉が不調に終わった場合、実施委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

ウ 企画提案にあたり、虚偽の記載など不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。



エ 契約候補者が提案書類に記載した事項の変更は、原則として認めない。

(4) 審査スケジュール（予定）

ア 一次審査（書類審査） 令和2年6月4日（木）

イ 最終審査（ヒアリング） 令和2年6月8日（月）

※ 上記スケジュールは変更となる場合がある。

## 12 評価基準

- (1) 審査は下表に示す審査項目による総合点数方式とし、満点の6割を最低基準点と定める。
- (2) 一次審査においては、最低基準点を超えた者のうち、委員会委員の評価の合計点数が高い順に通過者を決定する。
- (3) 最終審査においては、一次審査の結果は持ち越さないものとし、最終審査における実施委員会委員の評価の合計点数が最も高い提案者を契約候補者とする。合計得点が同点となった場合は、評価の視点(1)～(5)の合計得点が高かった企画提案に決定し、それでもなお同点となる場合は、実施委員会の協議により決定する。
- (4) 企画提案への参加者が1社(者)となった場合は、合計得点が最低基準点に満たない場合は不採択とする。

評価の視点	配点
(1) 関係者との連携・調整手法について ・都心エネルギープランの方向性を踏まえ、各プロジェクトの核となる関係者との連携・調整等に関する協議を行うにあたり重視すべき点について、適切な提案がされているか。	15
(2) 「低炭素で強靱な電力利用」プロジェクトについて ・地域新電力事業の立上げから将来的な展開までを見据えた事業計画および収支の見通しを策定し、事業立上げに向けた基盤を構築するうえで有効な手法や、関係者との協議において重視すべき点について、適切な提案がされているか。	20
(3) 「都市開発の誘導・調整」プロジェクトについて ・まちづくりと一体となって都市開発を誘導・調整するための事前協議制度および運用実績報告制度を構築するにあたり重視すべき点や、公表・表彰制度およびトップレベルへの支援策を検討するうえで有効な手法について、適切な提案がされているか。	20
(4) その他プロジェクトの検討・調整および都心エネルギープランの進行管理について ・アクションプランの7つのプロジェクトのうち、特に「都心エネルギープラン発信」お	15

よび「交流・イノベーション」の取組を検討するうえでの視点や、マスタープランおよびアクションプランの進行管理を実施するうえで重視すべき点について、適切な提案がされているか。	
<b>(5) 独自提案について</b> ・業務の目的を達成するにあたり、独自性のある効果的な提案があるか。 ※新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置を図りつつ、関係者間の意見集約を図るために想定している提案を含む。	10
<b>(6) 業務実績、業務体制、業務スケジュールについて</b> ・業務全体を円滑に進められると判断できる十分な業務実績があるか。 ・業務従事者の経験、実績等の妥当性、有効性の観点から、業務全体を円滑に進められる執行体制の提案となっているか。 ・本市の求めに応じて、迅速に対応できる体制の提案となっているか。 ・業務の目的等を十分に理解した業務体制および実施方法となっているか。 ・積算書は予算規模の範囲内で提案されているか、また予算の配分が適切か。 ・業務執行スケジュールに無理はないか。	10
<b>(7) 企画提案書について</b> ・企画提案書は分かりやすい表現を用い作成されているか。また、実現性の高い提案となっているか。	10
合計	100

### 13 失格事項

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をし、その他不正の行為をした者
- (2) 本要領に定める手続以外の手法により、選定委員会の委員および市職員から助言、援助その他審査の公平を疑われるような行為を受けた者又は当該行為を求めた者
- (3) 本プロポーザルの手続期間中に指名停止を受けた者
- (4) 提出書類の提出期間、提出場所、提出方法、記載方法等が、本要領および各様式の留意事項に適合しなかった者
- (5) 審査の公平性を害する行為を行った者
- (6) その他、本要領等に定める手続、方法等を遵守しない者

### 14 その他留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る一切の費用については参加者および提案者の負担とする。
- (2) 提出書類の著作権は、各提案者に帰属する。

- (3) 提出書類は、原則として公開しない。ただし、本プロポーザルの実施に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製を含む。)
- (4) 提出期限後の提出、差替え、変更、再提出および追加は認めない。
- (5) 業務従事者一覧に記載された総括責任者は、市長が特別の理由があると認めた場合を除き、変更することができない。
- (6) 入選者は、その後の委託業務の遂行に必要な場合、提出書類等を札幌市が利用することを許諾することとする。(複製の作成を含む。)
- (7) 札幌市が提供した資料は、札幌市の了解なく公表、使用することができない。
- (8) 本業務に係るデザイン、意匠、著作権および業務に付随して発生する全ての権利は札幌市に帰属し、本市の許可なく無断で使用、情報提供等を行うことを禁ずる。また、本業務に関連して得られた個人および企業情報等の全てについて、本市および当該個人並びに当該企業の代表者の許可なく第三者に情報提供あるいは情報を漏らすことを禁ずる。

## 15 問い合わせ先

〒060 - 8611 札幌市中央区北 1 条西 2 丁目 (札幌市役所 5 階)

札幌市 まちづくり政策局 政策企画部 都心まちづくり推進室 都心まちづくり課

担当：吉村、菅原 TEL：011-211-2692 FAX：011-218-5112